

佐伯港港湾脱炭素化推進協議会規約

（設置）

第1条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十条の三第一項の規定に基づき、佐伯港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 協議会は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成等に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- （2）港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- （3）港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- （4）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、法第五十条の三第二項の規定に基づき、以下により事務局が選定した別表に掲げる構成員等をもって構成するものとする。ただし、事務局が必要と認めたときは、構成員等を追加することができる。

（1）構成員

- ・ 佐伯港港湾地域に事業所を有し、脱炭素に向けた取組を推進する企業・団体。
- ・ 佐伯港港湾地域での企業活動に関係する協会及び商工会議所等。
- ・ 港湾地域の脱炭素化に知見を有する国及び地方公共団体。

（2）オブザーバ

- ・ その他、佐伯港の脱炭素化または次世代エネルギーの利用に関する有益な知見を有する企業・団体。

（会議）

第5条 協議会は、事務局が必要に応じ招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に、協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむをえない理由により協議に応じられない

ときは、あらかじめその旨を事務局に報告するものとする。

- 4 協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は事務局の決するところによる。
- 6 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（書面による会議）

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

（情報公開）

- 第7条 協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- 2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。
 - 3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（秘密保持）

第8条 構成員等及び第5条第6項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び、議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（事務局）

第9条 協議会の事務局は、大分県土木建築部港湾課に置く。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附則

- この規約は、令和5年12月22日から施行する。
- この規約は、令和7年10月17日から施行する。
- この規約は、令和8年9月2日から施行する。

佐伯港港湾脱炭素化推進協議会構成員等

(構成員)

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社
興人ライフサイエンス株式会社
株式会社サンテツ
共栄船渠株式会社
佐伯重工業株式会社
本田重工業株式会社
株式会社三浦造船所
佐伯鉄工業協同組合
株式会社ジェネック
日本通運株式会社
吉田港運株式会社
佐伯商工会議所
九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所
佐伯市 商工観光部 商工振興課
佐伯市 市民生活部 清掃課(エコセンター番匠)
佐伯市 市民生活部 環境対策課
佐伯市 建設部 建設総務課
大分県 生活環境部 環境政策課
大分県 商工観光労働部 工業振興課
大分県 商工観光労働部 産業 GX 推進室

(事務局)

大分県 土木建築部 港湾課